

江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

江別市長 後 藤 好 人

江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内で子どもの居場所づくり活動等に取り組む事業を行う団体（以下「事業者」という。）に対し、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安心安全で気軽に立ち寄ることのできる食事、体験等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、速やかに情報の提供を受けることにより、迅速に適切な支援機関につなげる仕組みを作り、子どもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成するために行う事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 江別市内で実施していること。
- (2) 毎月 1 回以上定期的に開催すること。
- (3) 営利を目的とせず、子ども又はその親から費用等を徴収する場合は、実費相当程度とすること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業でないこと。
- (5) 事業を通じて子どもの見守りを行い、必要に応じて相談支援機関の紹介及びこども家庭センターに情報提供すること。
- (6) 補助の対象となる経費において、国又は市から他の補助金等を受けていないこと。

(補助対象団体)

第 3 条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている団体とする。

- (1) 江別市内に活動拠点を有し、市内で活動していること。
- (2) 補助対象事業に係る経費と補助対象事業以外に係る経費を明確に区分し、報告できること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (4) 江別市暴力団排除条例（平成 2 5 年条例第 3 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費のうち、特定の収入が充当される場合は、当該充当額については補助の

対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内とし、1団体につき10万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの
- (4) 役員等の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付及び交付額又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）又は江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の申請内容を変更又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書（第6号様式）に関係書類を添えて速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認を決定したとき、又は承認しないことを決定したときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金変更・中止・廃止（承認・不承認）決定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払申請書（第8号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当と認めたときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払決定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払にて交付を受けようとするときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなけ

ればならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当月分の事業実施報告を翌月15日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前の平日）までに、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金実施報告書（第11号様式）により市長に提出するものとする。ただし、支援が必要と認められる子ども等が見受けられたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、全ての事業が完了したとき、又は事業の中止若しくは廃止の承認があった日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、江別市子どもの居場所づくり支援事業完了報告書（第12号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第13号様式）
- (2) 事業収支報告書（第14号様式）
- (3) 写真その他の事業の実施状況が分かる書類
- (4) 支出を確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実施報告書等の提出があった場合、これを審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金額を確定し、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付額確定通知書（第15号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後に交付するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、第11条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金請求書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 第8条第2項の規定により事業の変更・中止・廃止の承認を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の額が確定した後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合は、江別市子どもの居場所づくり支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第17号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告によって、第11条の規定により確定した補助金の額が事前に交付した額に満たないときは、補助事業者に対し、期限を定めて差額の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の収入及び支出に関する帳簿及び関係書類をそろえ、これを整理しなければならない。

- 2 前項の帳簿及び関係書類は、当該補助対象事業完了日の属する市の会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。